

芸術は時にその先進性、あるいは内包する問いかけ故に既存の法システムとぶつかり合うことがある。昭和42年の赤瀬川原平千円札事件（千円札の「原寸大の模型」の作品が通貨及証券模造取引法違反になるとして起訴された事件）や2011年のChim↑Pom 絵画追加事件（渋谷駅構内の「明日の神話」の右端に作品を無断で設置し書類送検されたが不起訴処分になった事件）などがこうした「衝突」の例だと言えるだろう。

この「異空間同時展示」もまた、ある意味でこのような「衝突」の因子を孕んでいると言える。「異空間同時展示」という試みは、性質上その過程で他の作品の「複製」「梱包」「展示」の三つのアクションを必要とするが、この三つのアクションは著作権法と衝突する可能性が大きい。知的財産権の一種として認められる著作権は通常著作財産権、著作者人格権二つに分類されるが、上記の三アクションにはこの双方に対する危険性が存在している。作品の複製を行うこと、展示を行うことは著作財産権のうちの複製権、展示権を侵害する恐れがある上に、梱包のアクションは著作者人格権のうち同一性保持権に抵触する恐れがある。無論元となる作品の著作者との間で十分な合意が取れるのであればこうした問題は発生しないが、プロジェクト遂行の過程で細心の注意が求められることは間違いないだろう。

さて、ここまでで「どのような」危険性を孕んでいるかについて述べてきたわけだが、次に目を向けたいのが「なぜ」このような危険性を孕んでいるかだ。前述した赤瀬川原平千円札事件に始まるような芸術関連事件は皆、その芸術の持つ既存のシステムへの問いかけ故に既存のシステムを支える存在である「法」と衝突を繰り返してきた。では「異空間同時展示」の持つ問いかけとは何か、それはおそらく「本物」あるいは「真正性」という概念への問いかけだろう。作品を唯一無二なものたらしめるその「真正性」への問いかけは、マルセル・デュシャンの「L.H.O.O.Q」（モナリザのポストカードに髭を書き加えた作品）などに代表されるレディ・メイド作品の持つそれと似通っているようにも思われる。この「真正性」への問いかけは、物の根本の概念に対する問いかけであるが故に、著作権との衝突のみならず様々なものとの衝突を引き起こす可能性があるだろう。それは所有という概念との衝突であるかもしれないし、あるいはサーティフィケートのあり方という意味での「本物」の意味との衝突かもしれない。

最後に、このような未来における衝突の一例として、「異空間同時展示」がもたらす、あるいは必要とする「規制」の可能性について示しておく。以下のような状況をイメージしてほしい。ある作品Aが存在し、「異空間同時展示」の試みによってそのコピーを作成し、合計20個の梱包作品が作られたとしよう。その時それぞれの梱包作品の所有者はある意味で20分の1ずつ作品Aを所有していることになる。この時そのうちの一人の所有者 α が、同様の試みによって梱包作品を元にさらに20個の梱包作品を作ったとした場合、どうなるだろう。 α の作った作品の価値は20分の1の二乗の400分の1なのだろうか、それとも全体の梱包作品の総数が40個だから40分の1なのだろうか。おそらく、この答えは、「作品がトレーサブルならば400分の1、そうでないならば40分の1」ということになる。もしも後者であるならば被害を受ける人たちがいる。B以外の所有者だ。彼らは擬似的にAの20分の1を所有していたのにもかかわらず、急にその価値が40分の1に落ちてしまうのだから。

こうした状況を避けるためには二つの解決策が存在する。(1)作品をトレーサブルなものにする。(2)作品の再複製に対して規制をかける。一つ目の解決策に関してはスタートバーン株式会社の提示するアート×ブロックチェーンの試みなどが具体策として挙げられるだろう。この会社の提示する手法は、ブロックチェーン技術を利用して作品の売買履歴などを保存し、作品のトレーサビリティを保証するというものである。作品がトレーサブルになれば再複製を行なったとしても所有者 α 以外の作品は20分の1の価値を保ち続ける。

二つ目の解決策についてはどうだろうか。これに関しては、おそらく株式分割と同様の規制がかけられることによって実現される。所有の観点から「異空間同時展示」の試みを見た場合、そのあり方は株式を通じた会社の所有のシステムによく似ている。株式会社による新株発行手続きに対する規制のようなルールを作れば前述したような事態を避けることができるだろう。

芸術分野に限らず、新しい取り組みが法システムと衝突し、規制が必要になる場合があるのは特にその拡大期においてである。この「異空間同時展示」もこの拡大期にあるがために、既存の枠組みとの衝突や擦り合わせは避け得ない事態だと言える。